

## 放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標調査票

放課後等デイサービスを利用するにあたり、国が定めた調査を行い指標の判定を行います。

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児、又は、下の表に掲げる項目の欄の区分に応じ、算出した点数の合計が13点以上である障害児が「指標に該当する児童」となります。この指標の該当児童の割合により、利用する放課後等デイサービス事業所の報酬単位が設定されます。

**なお、指標判定による該当・非該当により、お子様へ提供されるサービスに違いが生じることはありません。**

\* 該当・非該当の判定は受給者証に記載されます。

### <設問の概要>

#### 大声・奇声を出す

- 周囲が驚いたり、他者が迷惑となるような大声や奇声を出す場合。
- 物などを使って周囲に不快な音を立てる場合を含む。

#### 異食行動

- 食べられないものを口に入れたり、飲み込んだりする異食行動がある場合。
- 異食行動を未然に抑えるため、異食しそうなものを周囲に置かない場合。

#### 多動・行動停止

- 特定の物や人（対象が明確でない場合も含む。）に対する興味関心が強く、思うとおりにならないと多動になったり、その対象にこだわって動かなくなってしまう場合。
- 生活場面において、目的や意味が理解できず、行動に支障をきたす場合。

#### 不安定な行動

- 予定や手続き、日頃から慣れている支援者や状況等が変わることが受け入れられず、突然大声を出したり、興奮する等のパニック状態になる等、行動が不安定になる場合。
- 不安、恐怖、焦燥等にかかられて衝動的な行動がある場合。

#### 自らを傷つける行為

- 自ら傷跡が残るほど自分の体を叩いたり傷つける、頭髪を抜く、手首を切る、多量の薬を服用する等、自分の体を傷つける行為がある場合。
- 自分の体を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

#### 他人を傷つける行為

- 他人を叩く、髪の毛を引っ張る、蹴る等、他人を傷つける行為がある場合。
- 壁を壊したり、ガラスを割ったりする等、他人を傷つける危険性がある場合
- 他人を傷つける行為をとるが、環境上の工夫等があるため、傷ついていない場合。

#### 不適切な行為

- 興味や関心が優先したり、適切な意思表示ができなかったり、判断能力が不十分だったりする等により、不適切な行為がある場合。  
(例：急に他人に抱きつく、断りもなく物を持ってきてしまう、他人をのぞき込む、急に他人に接近する)
- 不適切な行為を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

### 突発的な行動

- 関心が強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然そちらへ走って行ってしまふ等、突発的な行動がある場合。
- 突発的な行動を行おうとするが、それを防ぐための支援を行っている場合。

### 過食・反すう等

- 過食や過飲、拒食、反すう等、食に関する行動上の問題がある場合。

### てんかん

- てんかん発作があるかどうか、またはその頻度

### そう鬱状態

- 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には抑鬱気分により思考力が低下し、考えがまとまらないため、日常生活に支障をきたす場合。時に死にたいと言ったそぶりを示し、危険を防止するために誰かがそばについているなどの配慮が必要とされる場合。
- 気分の高揚により、活動性が亢進し、様々なことを思いつき、次々と行動に移すが、注意力が散漫であるため、その結果は失敗に終わることが多く、社会生活に影響を及ぼす場合。時に自尊心の肥大から、他者への攻撃性が高まり、暴力的になることもあるため、社会的な対応が必要とされる場合。
- 上記の状態が繰り返される場合。

### 反復的行動

- ある考えに固執し、特定の行為を反復したり、儀式的な行為にとられる等により、動作に時間がかかり日常生活に支障が生じる場合。（例：必要以上に手を洗う、必要以上に施錠を確認する）

### 対人面の不安緊張

- 人に会うと緊張状態になる、危害を加えられるのではないかという強い不安が生じる等のため、外出等ができない場合。
- 長期にわたって引きこもり状態である場合は、「5. ほぼ毎日（週5日以上）ある」を選択。

#### **【判断基準】**

##### [1. 支援が不要]

- 行動上の障害が現れる可能性がほとんどない場合。

##### [2. 希に支援が必要]

- 行動上の障害が現れる可能性があるが、調査日前の1か月間には現れていない場合。

##### [3. 月に1回以上の支援が必要]

- 調査日前の1か月間に、1回以上現れている場合。

##### [4. 週に1回以上の支援が必要]

- 調査日前の1か月間に、毎週1回以上現れている場合。
- 調査日前の1か月間に、2回以上現れている週が2週以上ある場合。

##### [5. ほぼ毎日（週に5日以上）支援が必要]

- 調査日前の1週間に、週5日以上現れている場合。
- 調査日前の1か月間に、5日以上現れている週が2週以上ある場合。